

吹田市自転車ヘルメット購入補助に関するQ&A

1、補助の対象について

※お問い合わせや、申込の際に間違いの多いものを赤字で表示してあります

No.	質問	回答
1	申請時には吹田市在住でしたが、その後に他市へ引っ越しす事になりました。その場合、補助してもらえますか？	申請時に吹田市在住であれば、補助対象になります。
2	令和7年1月1日以降に購入したものが対象とありますが、それ以前に購入したものは補助対象にならないのでしょうか？	新たにヘルメットを被って頂くための普及促進も、本事業の目的の一つですので、令和6年12月31日以前に購入したものは補助対象外とさせて頂きます。
3	令和8年1月に購入したものは、補助対象になりますか？	令和7年1月1日以降に購入したものが対象となるので、補助対象となります。
4	バイク用のヘルメットを購入しましたが、補助対象になりますか？	本事業は自転車用ヘルメットに対する補助であり、バイク用ヘルメットはSGマークなどが付いていても補助対象にはなりません。
5	ヘルメット購入費用が3500円でした。この場合、補助金の額はいくらになりますか？	<p style="color: red;">ヘルメット購入費用の2分の1の補助で上限2千円であり、百円未満は切り捨てとなります。</p> <p>従いまして、$3500 \div 2 = 1750$円で百円未満は切り捨てとなりますので1700円が実際にお振込みする補助金額になります。</p>
6	購入時に商品券やポイントを利用しましたが補助金額はどうなりますか？	<p>店舗やクレジットカード等のポイントやクーポンは対象外となり補助対象にはなりません。従いまして商品代金からポイント値引き分を差し引いた金額が補助対象となります。</p> <p>商品券は現金扱いとなり、補助対象となります。</p> <p>(例) ヘルメットの金額 4000円、ポイント・クーポンを500円分使用して購入した場合 $4000\text{円} - 500\text{円} = 3500\text{円}$ (申請する補助対象額) $3500\text{円} \div 2 = 1750\text{円}$ (2分の1を補助) ただし、100円未満は切り捨てとなりますので、1700円が実際にお振込みする補助金額になります。</p>
7	店舗やインターネットで全てポイントやクーポンで購入してしまいました。 その場合の補助金はどうなりますか？	<p>(例) ヘルメットの金額 4000円、全てポイント・クーポンを4000円分使用して購入した場合</p> <p>この場合、補助すべき対象が無いことになり、申請することができません。 ただし、申請期限の2月13日(金)までにカード会社や店舗で一旦組戻しのうえ、クレジットカードや現金で支払いを行った場合は補助対象とさせて頂きますので、その明細書も合わせてご提出ください。</p>
8	店舗やインターネット購入で値引きがあったのですが、本来の商品金額で申請をしたらよいのでしょうか？	<p>実際に購入した金額が補助対象額となりますので、値引き分を差し引いた購入金額が補助対象額となります。</p>
9	配送料や手数料は補助対象になりますか？	<p style="color: red;">本事業は自転車ヘルメットに対する補助であり、配送料や手数料等については補助対象にはなりません。</p>
10	安全基準を満たす規格マークとは何ですか？	SG、JCF、CE、GS、CPSCなどヘルメットの外側または内側などに貼り付けてあるマークの事です。

No.	質問	回答
11	ヘルメットにMipsマークが貼られていますが。これは安全基準を満たす規格マークですか？	ヘルメットに備わっている機能の名称のため、安全基準を満たす規格マークではありません。Mipsの他にNo.10で示しているマークが貼られていますので、お確かめください。
12	第1回、第2回実施時に優先枠がありましたが、今回もありますか。	第1回、第2回の実施時は、各回にヘルメット利用者が65歳以上の者100名、計200名と、15歳以下の者300名、計600名を補助対象優先枠を設けていましたが、第1回、第2回を合わせて優先枠の補助金交付者が65歳以上200名、15歳以下600名を超えたため、今回は優先枠を設けていません。

2、申請について

No.	質問	回答
1	申請期間と申請方法を教えてください。	電子申請受付期間は令和8年1月13日（火）0時0分～令和8年2月13日（金）23時59分までです。 電子申込システムの他、郵送でも申請できます。郵送での申請の場合、2月13日（金）当日消印有効です。
2	電子申込システムで申し込む際に、利用者登録は必要ですか？	利用者登録は必要ありません。「利用者登録せずに申し込む方はこちらより」と書かれたアイコンがありますので、そのアイコンをクリックしてお進みください。
3	令和7年度第1回、第2回の際に、ヘルメット未購入で申し込み、当選通知を受けましたが、期限までに追加書類を提出できませんでした。第3回に申し込むことはできますか？	お申し込み可能です。 以下のNo.5、またはNo.6のとおりにしてください。
4	申込多数の場合はどうなりますか？	補助対象の上限予定人数345名を超える申請があった場合は抽選にて補助対象者を決定します。 また、その抽選結果の通知書を令和8年2月下旬～3月中旬頃にお申込み頂いたすべての申請者様に郵送でお送りします。
5	申請時に既にヘルメットを購入しています。その場合の手続きは？	電子申込システム、または紙の申請書を郵送での手続きになります。 下記の書類(1)～(5)全てを添付して2月13日（金）までに申請してください。 (1) ヘルメット購入時の領収書、レシートなど購入金額総額のわかるもの (2) ヘルメットの写真（カタログではなく実際に購入したヘルメットの写真） (3) ヘルメットのSGマークなど安全性を認証するマークの写真 (4) ヘルメット利用者の市内在住を証明する書類のコピー（運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード等） (5) 振込先の口座がわかる書類（キャッシュカードか通帳の見開きページのコピー）

No.	質問	回答
6	申請時にヘルメットを購入していません。 その場合の手続きは？	<p>電子申込システム、または紙の申請書を郵送での手続きになります。</p> <p>下記の書類、(4)と(5)を添付して2月13日(金)までに申請してください。</p> <p>その後、3月13日(金)までに新品でヘルメットを購入のうえ、(1)～(3)の書類を市に提出してください。追加書類の提出がない場合は、補助金を受け取ることができません。</p> <p>電子申込システムで申請された方は、追加書類提出用の電子申込システムで申請するか、下記のメールアドレスに(1)～(3)の追加書類を添付のうえ、送信してください。</p> <p>送信先アドレス jh-s-koutu@city.suita.osaka.jp</p> <p>郵送の場合は、土木部総務交通室 自転車ヘルメット担当あて(〒565-0855 吹田市佐竹台1-6-3 総合防災センター7階)まで郵送してください。なお、3月13日(金)の消印有効です。</p> <p>(1) ヘルメット購入時の領収書、レシートなど購入金額総額のわかるもの (2) ヘルメットの写真（カタログではなく実際に購入したヘルメットの写真） (3) ヘルメットのSGマークなど安全性を認証するマークの写真 (4) ヘルメット利用者の市内在住を証明する書類のコピー（運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード等） (5) 振込先の口座がわかる書類（キャッシュカードか通帳の見開きページのコピー）</p>
7	郵送用の申請書はどこで受け取れますか？	吹田市役所（1階の市民総務室前）、総務交通室（吹田市総合防災センター7階）、各出張所（千里・山田・千里丘）、市営自転車駐車場、自転車駐車場整備センター（岸辺駅東自転車駐車場、岸辺駅前北口自転車駐車場）に申請書を配布しています。 また、市ホームページからでもダウンロードできますので、印刷してご使用ください。
8	申請書の金額欄は記入不要とされていますが、記入してもかまいませんか？	<p>記入されている場合、請求金額が正しければ問題はありませんが、誤っている場合は総務交通室より再提出のご連絡をいたします。</p> <p>一度記入した金額に、二重線を引いたり、訂正印を押したり、修正テープ等を貼ったりして訂正することもできませんので、その場合も総務交通室より再提出のご連絡をいたします。</p> <p>二重線を引いたり、訂正印を押したり、修正テープ等を貼ったりした場合でも、記入しなかったことにはなりませんので、ご注意ください。</p>
9	郵送申請の送付先はどこになりますか？	〒565-0855 吹田市佐竹台1-6-3 総合防災センター7階 土木部総務交通室 自転車ヘルメット担当あてになります。
10	世帯（4人家族）です。申し込みは一度に4人分申請できますか？	<p>1申請に対して1人の受付になります。</p> <p>4人家族で4人分申請される場合、電子申込システムでは、4回電子申込をして頂く必要があります。</p> <p>郵送で申請をされる場合は、申請書兼振込依頼書を4枚記入し、申請して頂く必要があります。</p> <p>領収書等の必要書類もそれぞれに添付いただく必要がありますのでご注意ください。</p>

No.	質問	回答
11	「保護者等」とはどういう人を指しますか？	未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、3親等以内の親族などになります。
12	ヘルメット使用者は吹田市在住ですが、吹田市外に在住の「保護者等」がヘルメット使用者のために申請することは可能ですか？	ヘルメット使用者が吹田市在住であれば、申請は可能です。
13	保護者等が以前、自身が使用するヘルメットを購入した際に補助を受けましたが、家族が使用するヘルメットを購入する際に、申請者として申請できますか？	補助対象者はヘルメット使用者のため、過去に補助を受けた者が、今回のヘルメット使用者でなければ、申請者として申請可能です。
14	窓口に行って申請したいですが、対応してもらえますか？	郵送用の申請書兼振込依頼書のすべての項目の記載が済んでいて、必要書類の添付もすべて完了している場合のみ、窓口への直接持参でも受付します。
15	電子申込ではなく、申請書を提出したいですが、ヘルメット全体および安全基準マークの写真を撮影できない、または写真を撮影できても印刷できない場合はどうなりますか？	土木部総務交通室　自転車ヘルメット担当へお問い合わせください。 電話：06-6872-6136 メールアドレス：jh-s-koutu@city.suita.osaka.jp
16	吹田市在住であることが確認できる証明書とは、具体的にどんなものですか？	主なものに 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険資格確認書、医療証などがあります。 氏名と住所が記載されているものを提出してください。
17	吹田市在住確認として運転免許証を添付するつもりですが、発行された後、住所が変わったため、表面には旧住所が記載されています。裏面の写しも添付する必要がありますか？	申請時の現住所が吹田市であることを確かめますので、表面、裏面の両方の写しを添付してください。電子申込システムでは複数の画像を添付できるようにしています。
18	吹田市在住確認として健康保険資格確認書を添付するつもりですが、表面には氏名と生年月日が、裏面には住所が記載されています。裏面の写しも添付する必要がありますか？	申請時の現住所が吹田市であることを確かめますので、表面、裏面の両方の写しを添付してください。電子申込システムでは複数の画像を添付できるようにしています。
19	領収書やレシートなどが紙で発行されない場合は、どうすればいいですか？	購入されたサイト等で発行された領収書等の画像を添付してください。その際、 購入日や注文日が令和7年1月1日以降であることがわかるようにしてください。 1つの画像で全てを表示できない場合は、複数の画像を添付してください。 電子申込システムでは複数の画像を添付できるようにしています。
20	領収書やレシートなどを紛失した場合はどうすればよいですか？	領収書やレシートなど購入金額がわかるものが申込受付に必要ですので、販売店に説明し、再発行を受けてください。
21	振込先口座がわかるものとしてキャッシュカードの写しを添付するつもりですが、表面には口座番号等が書かれていません場合は、どうすればよいですか？	金融機関名（または金融機関番号）、支店名（または支店番号）、口座番号、口座種別、口座名義人の全てを、キャッシュカードの表面、裏面で確かめられるのであれば、表面、裏面の両方の写しを添付してください。 電子申込システムでは複数の画像を添付できるようにしています。
22	振込先口座がわかるものとして、スマートフォン等の口座画面を添付してもよいですか？	金融機関名（または金融機関番号）、支店名（または支店番号）、口座番号、口座種別、口座名義人の全てを確かめられるのであれば、口座画面を添付してください。1つの画像で全てを表示できない場合は、複数の画像を添付してください。 電子申込システムでは複数の画像を添付できるようにしています。

No.	質問	回答
23	金融機関の合併等により、金融機関の名称が変わった場合、以前の金融機関名が書かれたキャッシュカードの写しを添付してもよいですか？	金融機関の合併等により金融機関の名称が変わっても、支店番号が変わっていない場合は、以前の金融機関名が書かれたキャッシュカードの写しでもかまいません。 支店番号が変わった場合は、現在の通帳の見開きページの写しや、スマートフォン等の口座画面を添付してください。
24	電子申込システムでの申請時に画像を添付できなかった場合は、どうすればよいですか？	撮影した画像を直接添付できない場合は、お使いのパソコン、スマートフォン等のフォルダに、いったん保管していただいた後に、添付してください。 それでも添付できない場合は、土木部総務交通室 自転車ヘルメット担当へお問い合わせください。 電話：06-6872-6136 メールアドレス：jh-s-koutu@city.suita.osaka.jp
25	電子申込システムで入力した内容が間違っているか不安なので内容を確認したいですが、どうすればよいですか？	申請時に送られてきた整理番号とパスワードを入力していただけますと、申請内容が確認できます。
26	間違って電子申込を同じ内容で複数回しました。どうすればよいですか？	申請時に送られてきた整理番号とパスワードを入力していただければ取り下げ可能ですので、誤って申請した分を取り下げてください。
27	ヘルメット未購入で電子申込をした後で、ヘルメットを購入しました。追加書類を提出するのに、再度の申込が必要ですか？	追加書類を提出するための電子申込システムを準備しますので、そちらをご利用ください。申込可能になりましたら、ホームページにてお知らせします。 もし、未購入、購入済で2回申請された場合は、No.26のとおりにしてください。
28	ヘルメット未購入で申請した後、当選通知を受け取る前に、追加書類を提出してもよいですか？	提出してくださってかまいません。
29	追加書類の提出期限が3月13日（金）ですが、郵送で提出する場合、どうすればよいですか？	3月14日（土）以降に総務交通室に届いても、3月13日（金）当日消印分までは、有効として取り扱います。 なお、3月13日（金）の各郵便ポスト最終回収時刻までに投函されるか、ゆうゆう窓口のある郵便局（吹田市内は吹田郵便局、吹田千里郵便局）へ3月13日（金）19時までに直接お持ちいただきましたら、発送は3月13日付け消印となります。
30	補助金申請の電子申込システムで申請しないまま2月13日（金）で受付終了しても、追加書類提出のための電子申込システムに3月13日（金）までに入力した場合、補助金は交付されますか？	追加書類提出のための電子申込システムは、補助金申請をされた方を対象としております。また、入力内容が限られており、補助金交付のために必要な書類全てがそろう訳ではありませんので、補助金は交付されません。